

授業料減免 必要書類・記入方法一覧

I 提出書類① 授業料等減免申請書(様式第1号)

(減免基準(1)~(5)全員) 別紙「記入要領」のとおり

II 提出書類② 家計調書(様式第2号)

(減免基準(5)留学を許可された者を除く全員) 別紙「記入要領」のとおり

III 提出書類③ 各種証明書

1 減免基準(1)~(3)の場合

| 減免基準 | 証 明 書 類 | 発 行 先 |
|------|--|-------------------------|
| (1) | 生活保護法の被保護世帯証明書 | 厚生センター 又は福祉事務所 |
| (2) | (ア)養護施設に入所していることを証する証明書 (イ)里親に委託されていることを証する証明書 | (ア)当該施設 (イ)児童相談所 |
| (3) | 以下のうちいずれかひとつ ・両親がいないこと等を証明する戸籍謄本 ・住民票 ・住民票記載事項証明書 ・民生委員等の証明書(戸籍謄本等で確認できない場合に限り) 在学証明書(就学者のうち、小中学校及び富山県立高等学校・特別支援学校に在学の場合は除く) | 市町村役場 民生委員 学校 |

2 減免基準(4)の場合

ア 住 民 票 (R3.4.1以降の発行で、家計調書に記載された全員分)

イ 特別な家庭事情に関する証明書

| 減 免 基 準 | 証 明 書 類 |
|-----------------|--|
| (4) ア 母(父)子世帯 | 以下のうちいずれかひとつ ・戸籍謄本 ・源泉徴収票(写)(寡婦(夫)欄に印のついたもの) ・児童扶養手当証書(写) ・児童扶養手当認定通知書(写) ・ひとり親家庭等医療費受給者資格者証(写) |
| イ 失業者のいる世帯 | 雇用保険受給資格者証または離職票 ※申請中の場合は失業を証明するもの |
| ウ 心身障害者のいる世帯 | 身体障害者手帳(写) 第1級~第3級判定 富山県療育手帳(写) A判定 |
| エ 災害を受けた世帯 | 罹災証明書(市町村役場、消防署発行)、損害額の証明書(被害額見積書、保険・損害賠償等支払証明書)、その他事実を証するに足る書類 |
| オ 家計急変があった世帯 | 家計急変の事実を証明する書類 今後の収入見込みが分かる書類 |
| カ その他特別の事情のある世帯 | 授業料の納入が困難であることを証する書類 |

ウ 所得関係各種必要書類

| <div style="text-align: center;"> 収入状況 (詳細は下部) </div> | ① 所得証明書又は非課税証明書 | ② 給与見込証明書又は給与明細書(写) | ③ 確定申告書(写) | ④ 離職証明 | ⑤ 雇用保険受給資格者証(写) | ⑥ 民生委員の証明 |
|---|------------------------|---------------------|------------|-------------|-------------------|------------------|
| | 証明書類 (詳細は下部) | | | | | |
| 給与所得者 (パート・アルバイトを含む) | | | | | | |
| R1. 12以前から勤務している | ○ | | | | | |
| R2. 1以降に就職・転職した | ○ | ○ | | | | |
| R2. 1以降に退職し現在無収入 | ○ | | | △ | △ | △ |
| R2. 1以降年収が激変した | ○ | ○ | | | | |
| 自営業者等 (自営業者・農業等) | | | | | | |
| R1. 12以前から従事している | ○ | | | | | |
| R2. 1以降変動があった | ○ | | ○ | | | |
| その他の所得者・雑所得者 | | | | | | |
| 年金・恩給受給者 | ○ | | | | | |
| 上記に該当しない無収入者 (専業主婦(夫)も含む) | | | | | | |
| 無収入である | ○ | | | | | |
| 発行先 | 市 町 村 役 場 | 勤 務 先 | | 勤 務 先 | (ハローワーク) 職業安定所 | 民 生 委 員 |

<上記記号について> ○:必須 △:いずれかひとつ

<上記証明書類についての注意点>

① 所得証明書又は非課税証明書

家計調書に記載された者全員分。ただし、小中学校・高等学校・高等専門学校及び特別支援学校に在学する22歳未満の者は除く。

6月1日以降(市町村で異なる)発行される令和3年度の所得証明書を提出する。

② 給与見込証明書又は給与明細書(写)

給与明細書は最近3ヶ月分を提出する。余白に賞与の有無及び、非課税通勤手当金額があれば明記する。

※ 上記書類以外にも書類の提出を求める場合がある。

エ 在学証明書又は、学校長等の証明による身分証明書の写し

就学者のうち、小中学校及び県立高等学校・特別支援学校在学の場合は除く。

オ その他 長期療養者がいる場合、主たる生計維持者が別居している場合、盗難被害を受けた場合は控除の対象となることもある。